



「ヤングケアラー」を知っていますか？

ケアラー支援を考える

2020年3月、埼玉県が全国初のケアラー支援条例を制定。厚労省は、18年にヤングケアラーの実態に関する調査研究、19年に早期対応に関する研究を実施、今年12月までに教育委員会を通じた調査を実施予定。表面化しにくいケアラーの存在を認め支えていけるよう、ヤングケアラーを含めた家族介護者支援に向けた調査と対策をすすめる動きが始まっています。

ケアラーとは ケアラー支援の社会的必要性

ケアラーとは病気や障がい、高齢の方などを介護し支えている家族や近親者、友人。その中には長寿サポートセンター（江東区で）に配

でもヤングケアラーは18歳未満の子どもを指しています。厚労省は18年に「家族介護者支援マニュアル」を作成し、地域包括支援センター（江東区で）に配

ヤングケアラー 発見と支援

は介護離職せざるを得ない状況もあり、社会的孤立を生み虐待が増すといわれています。埼玉県条例化に関わった日本ケアラー連盟の堀越栄子さんは、ケアラーへの支援がないと▼ケアラーが健康を損ない医療費・介護費が増加▼低所得・無収入となり生活保護費増▼離職や失業による税や社会保険料負担者減——と社会的経済リスクを指摘。ケアラー支援の必要性を説きます。

ケアラーへの直接支援 具体的な取り組み

日本ケアラー連盟の調査によるとケアラー自身が望む支援として「気軽に休息や休養がとれる機会」72.3%、「定期的な情報提供サービス」68.9%、「ケアの悩みに気付いてもらえる機会」65.2%となっています。▽カウンセリング相談場所の設置▽レスパイトサービスの拡充▽本人緊急時の要介護者へのサービス、特にヤングケアラーにとっては家事、養育、学習、就労支援に迅速につなげられるような仕組みが必要です。

ケアラー支援の法制化 地域福祉計画策定に向けて

現在は法制度がなく直接的な支援策がないために、ケアマネジャーやケースワーカーの力量によって対応しているのが現状。ケアラー支援を担う場として期待できる長寿サポートセンターは、地域によって職員の知識や経験に差があり、支援ができていない現状も地域包括支援センター調査で明らかになっています。支援の仕組みをつくるためにはケアラー条例など法制度の整備が必要です。江東区が新たに策定する福祉を縦割りケアラー支援を盛り込むことで、具体的支援を制度として構築することができそうです。生活者ネットワークは、ケアラー支援に向けた調査研究をおこない、政策提案につなげていきます。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。提供：日本ケアラー連盟



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

布。昨年生活者ネットワークも協力した地域包括支援センターへの調査では、このマニュアルを活用しているセンターは1カ所のみ、ケアラー支援まで手が回っていないことが伺えます。高齢化により、介護保険だけでは支えられず家族介護の必要性が増しています。家族だけで担う介護では

千葉さきえの 区政報告会 ⑤

千葉さきえと語ろう!

『みんなでつくる、みんなの公園』
それぞれが思い描く公園を一緒に話し合しましょう

江東区は今年度から2年をかけ、ワークショップなどで住民の意見を取り入れた新たな公園を大島9丁目に整備する計画があります。理想の公園について話し合いませんか？

オンライン開催日 **2021年1月17日(日)**
10:00~11:30

新型コロナの感染リスクをさけるため、オンライン(Zoom)での開催とします。参加される方は下記アドレスまでメールで申込をお願いします。

E-mail : koto@seikatsusha.net
主催・問合せ 江東・生活者ネットワーク